

第3号様式

貯水槽水道の各戸点検等に関する契約書

松山市公営企業管理者 (以下「甲」という。)と、共同住宅の所有者 (以下「乙」という。)及び管理人

(以下「丙」という。)は、貯水槽水道の各戸点検等に関する取扱要綱(平成20年企業局要綱第4号。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙の申込みにより次の共同住宅において、使用者の箇所ごとに設置したメーターにより給水量を計量し、料金を徴収(以下「各戸点検等」という。)する取扱いに関して必要な処理を行うものとする。

所在地	松山市
名称	

(各戸点検等の方法)

第2条 甲は、配水管と受水槽との間に設置する水道メーター(以下「親メーター」という。)及び使用者の箇所ごとに設置したメーター(以下「各戸メーター」という。)の点検を行い、各使用者の料金は、各戸メーターの計量水量により算定し徴収する。

2 甲は、親メーターの計量水量が各戸メーターの計量水量の総和より多い場合には、その差水量分に対する料金は徴収しない。ただし、差水量が親メーターの計量水量の8パーセントに相当する水量(以下「免除水量」という。)を超える場合は、差水量から免除水量を差し引いた水量に、条例別表第1に掲げる区分に応じて、一般用従量料金の口径13・20ミリメートルの第3段の単価を乗じて得た金額を から徴収するものとする。

3 前項に規定する免除水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 第2項ただし書に規定する差水量に対する料金の徴収時期は、各使用者の徴収時期と同じとする。

5 集会場等の共同使用にかかる料金は、 から徴収する。

6 料金の徴収は、口座振替又は自動払込みの方法によるものとする。

(料金未納の場合の措置等)

第3条 甲は、使用者が料金を納入しないときは、条例第38条の規定により当該使用者に対し、給水を停止することができる。

(給水設備の維持管理)

第4条 乙及び丙は、貯水槽水道の給水設備(給水する設備のうち受水槽以下の設備をいう。)が水道法その他関係法令に定める管理の状況に関する検査を受け、かつ、その検査に適合するよう善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(管理人の義務)

第5条 丙は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 各戸メーターに故障等が生じたときは、速やかに甲へ連絡すること。
- (2) 給水設備に故障等が生じたときは、松山市指定給水装置工事事業者に修繕を依頼すること。
- (3) 給水装置及び給水設備に故障等が生じたときは、速やかに修理を行うとともに使用者へ連絡すること。
- (4) 甲が行う各戸点検等及び各戸メーターの取替えに協力すること。
- (5) その他甲との事務連絡に関すること。

2 甲は、丙が適当でないとき、乙に対し丙を変更するよう命じることができる。

(届出の義務)

第6条 乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に届け出なければならない。

- (1) 使用者から水道の使用開始又は使用中止の連絡を受けたとき。
- (2) 管理人を変更するとき(第4号様式による。)
- (3) 受水槽の清掃を行うとき。
- (4) 共同住宅を第三者へ譲渡するとき。
- (5) 給水設備の増設、改造その他変更を行うとき。
- (6) オートロック装置等の解錠方法を変更するとき(第2号様式による。)

(私設消火栓の使用)

第7条 私設消火栓を公共の消防用として使用した場合及び消防の演習に使用して立会手数料を支払っている場合は、その水量にかかる料金は徴収しない。

(各戸点検等適用の開始日)

第8条 各戸点検等の適用開始日は、原則としてこの契約締結日以降の最初の定例点検日とする。

(要望等の解決)

第9条 乙及び丙は、使用者から各戸点検等についての苦情、要望等があるときは、これを解決しなければならない。

(立入調査)

第10条 甲は、乙又は丙の同意を得て、その職員に給水設備等の立入調査をさせることができる。

2 乙及び丙は、前項の立入調査により管理者から改善又は改造を指示された場合は、速やかに当該事項について対応しなければならない。

(契約の遵守)

第11条 乙及び丙は、この契約及び要綱を遵守するとともに、使用者にその内容を周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙又は丙がこの契約に違背したときは、これを解除することができる。

(損害賠償)

第13条 乙及び丙は、この契約に違背する行為により、損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、条例及び松山市水道事業給水条例施行規程その他の関係規程に基づき、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

(契約の期間)

第15条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の日の1か月前までに甲、乙、丙いずれからも何ら意思表示がないときは、この契約はさらに1年間延長されたものとし、以後この例による。

この契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 松山市二番町四丁目4番地6
氏 名 松山市公営企業管理者 印

乙 住 所
氏 名 (所有者) 印

丙 住 所
氏 名 (管理人) 印